

新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 新潟県規則第9号

新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(構造設備)

**第3条** 条例第4条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(記録の整備)

**第4条** 条例第8条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第19条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
- (2) 条例第41条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (3) 条例第43条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 条例第45条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

**第5条** 条例第10条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
  - イ 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。
  - ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
  - イ 地階に設けてはならないこと。
  - ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
  - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
  - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
  - キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (3) 食堂 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
  - イ 必要な備品を備えること。
- (4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。
- (5) 洗面所 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 居室のある階ごとに設けること。
  - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (6) 便所 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 居室のある階ごとに設けること。
  - イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(職員の配置の基準)

**第6条** 障害者支援施設に置くべき施設長の員数は、1とする。

2 生活介護を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上

(7) a から c までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ a から c までに定める数

a 平均障害程度区分が4未満 利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月厚生労働省告示第553号）に定める者を除く。b及びcにおいて同じ。）の数を6で除した数

b 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

c 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(イ) (7) a の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

イ 看護職員の数 生活介護の単位ごとに、1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士の数 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

エ 生活支援員の数 生活介護の単位ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第11条第2項第3号の規則で定めるものは、指定障害福祉サービス提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月厚生労働省告示第544号）に定める者とする。

4 第2項第2号の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 第2項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第2項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 自立訓練（機能訓練）を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 看護職員の数 1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士の数 1以上

エ 生活支援員の数 1以上

(2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 8 条例第11条第5項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。
- 9 第7項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 10 第7項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 11 第7項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 12 自立訓練（生活訓練）を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 13 条例第11条第8項の生活支援員及び看護職員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活支援員及び看護職員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) 生活支援員の数 1以上
- (3) 看護職員の数 1以上
- 14 条例第11条第9項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。
- 15 第12項第1号及び第13項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 16 第12項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 17 就労移行支援を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
- ア 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- イ 職業指導員の数 1以上
- ウ 生活支援員の数 1以上
- (2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
- (3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 18 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
- ア 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- イ 職業指導員の数 1以上
- ウ 生活支援員の数 1以上
- (2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 19 第17項第1号又は前項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 20 第17項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 21 第17項第3号又は第18項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 22 就労継続支援B型を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
- ア 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- イ 職業指導員の数 1以上

ウ 生活支援員の数 1以上

(2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

23 前項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

24 第22項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

25 施設入所支援を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

26 前項第1号の施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

27 この条における利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

**第7条** 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第5項、第9項、第10項、第15項、第19項（第18項第1号に係る部分を除く。）、第20項及び第23項の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第2項第3号、第6項、第7項第2号、第11項、第12項第2号、第16項、第17項第3号、第18項第2号、第21項、第22項第2号及び第24項の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（給付金）

**第8条** 条例第35条の規則で定める給付金は、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第33条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年9月厚生労働省告示第379号）に定めるものとする。

（委任）

**第9条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（居室の定員の経過措置）

2 平成18年10月1日前から存する障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年

厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。)第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。))又は旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

(居室面積の経過措置)

- 3 平成18年10月1日前から存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第29条に規定する身体障害者更生施設(以下「身体障害者更生施設」という。)、旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設(整備省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。)第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。)、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 4 平成18年10月1日前から存する法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。))又は同項第2号に規定する精神障害者授産施設(整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。
- 5 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 6 平成18年10月1日前から存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設(以下「身体障害者療護施設」という。))であって、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第3条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。  
(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)
- 7 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第5条第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。  
(廊下幅の経過措置)
- 8 平成18年10月1日前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第8号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 9 平成18年10月1日前から存する知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条第8号の規定は、当分の間、適用しない。
- 10 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害

者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条第8号イの規定は、当分の間、適用しない。